

特別区民税・都民税の寄附金税額控除のお知らせ

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

寄附をした翌年の3月15日までに所得税の確定申告をしてください。この申告で所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。ただし、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記入が漏れていると個人住民税の寄附金税額控除が受けられない場合がありますので、下記の記載例を参考に正確に申告書に記載してください。

確定申告書の記載例

- ①大田区への寄附（ふるさと寄附金）：20,000円
- ②大田区の条例で指定した社会福祉法人△△への寄附：15,000円

【確定申告書第二表】

○住民税に関する事項

寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	20,000円	条例 指定分	都道府県	15,000円
	住所地の共同募金会 日赤支部分			市区町村	15,000円

(注) 大田区の条例で指定した団体は東京都の指定団体でもあるため、条例指定分の「都道府県」欄と「市区町村」欄の両方に寄附金額を記入してください。

なお、所得税の確定申告をせずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合には、大田区へ「特別区民税・都民税寄附金税額控除申告書」を提出してください。ただし、この場合には、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

申告に当たっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書等の添付が必要です。

確定申告を行う際には、①寄附金受領証明書と、特定公益増進法人に対して寄附をした場合には②特定公益増進法人である旨の証明書の写しを添付する必要がありますので、大切に保管してください。

寄附をした翌年の1月1日に大田区にお住まいであれば、大田区で寄附金税額控除を受けることができます。

寄附をした時点で大田区にお住まいでない場合でも、寄附をした翌年の1月1日に大田区にお住まいであれば、大田区で寄附金税額控除を受けることができます。

ただし、寄附をした時点では大田区にお住まいでも、寄附をした翌年の1月1日までに大田区外へ転出された場合には、大田区での寄附金税額控除は受けられません。

※裏面もご覧ください。

特別区民税の条例指定寄附金控除制度の概要

1 寄附金税制の概要

- (1) 個人住民税の寄附金税額控除とは、一定の団体に個人が寄附をした場合、申告を行うことで一定の方法により計算した金額が個人住民税の所得割額から控除される制度です。
- (2) 大田区では、所得税の控除対象寄附金のうち、次の寄附金を大田区特別区民税（以下「特別区民税」）からの税額控除の対象となる寄附金として条例で指定しています。

- ① 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして、財務大臣が指定した寄附金（所得税法第78条第2項第2号）
- ② 特定公益増進法人（社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人など）に対する寄附金（所得税法第78条第2項第3号）
- ③ 所轄庁の認定を受けたNPO法人（認定NPO法人）に対する寄附金（租税特別措置法第41条の18の2第2項）

上記のうち、「**大田区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金**」が、特別区民税からの税額控除対象となります。

なお、寄附された団体は東京都が条例指定した控除対象団体でもあるため、都民税の税額控除対象にもなります。

- (3) 税額控除額は次のとおりです。

■特別区民税分・・・(大田区が条例指定した団体への寄附金額－2,000円)×6%に相当する金額

■都民税分・・・(東京都が条例指定した団体への寄附金額－2,000円)×4%に相当する金額

※寄附を行なった翌年度の特別区民税・都民税から控除されます。

※寄附金税額控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。

2 その他

- (1) 特別区民税の適切な寄附金税額控除の適用のため、大田区及び東京都が寄附先の団体から当該寄附に関する情報の提供を受けることがあります。

また、提供を受けた個人情報については適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。

- (2) 大田区ホームページ <http://www.city.ota.tokyo.jp/> の、生活情報→税金→特別区民税・都民税（住民税）の課税について→「寄附金税額控除の概要と手続き」では寄附金税額控除について掲載してありますのでご覧ください。

問合せ先

大田区役所 課税課 税務事務調整係

電話 5744-1193